

フィリオ末広保育所 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	一般財団法人こども育成財団
所 在 地	名古屋市市中村区名駅南3丁目6-6
電 話 番 号	052-551-6363
代 表 者 氏 名	代表理事 木村まみ

第2 利用施設

施 設 の 種 類	企業主導型保育所		
施 設 の 名 称	フィリオ末広保育所		
施 設 の 所 在 地	一宮市末広二丁目2-6		
連 絡 先	電 話 0586-47-5570 FAX 0586-47-5571		
管 理 者	園長 森ルミ子		
開 設 年 月 日	令和2年4月1日		
開 所 時 間	7:30～19:30		
対 象 児 童	保育の必要性の認定を受けた3歳未満児（年度途中で3歳に達した場合は当該の年度末まで）		
利 用 定 員		企業枠	地域枠
	0 歳 児	9名	9名
	1 歳 児		
	2 歳 児		

病 児 保 育	利 用 時 間	8:00～17:00
	利 用 定 員	2名
	対 象 年 齢	生後6カ月～満5歳児
	※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は実施しません。	

第3 法人の目的・運営方針

私たちこども育成財団は、全ての子どもたちが自信と希望を持ち、他者との関わりの中で個性を見つけ、互いに尊重しながら自らの将来を切り拓くことができる子どもの育成を目指します。そのために、すべてのこどもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、こどもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	1 1 2 . 0 7 m ²
	園 庭	2 0 . 4 9 m ²
園 舎	構 造	鉄骨3階建て
	延 べ 面 積	6 4 . 7 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	2室	0歳児クラス、1歳児クラス
保 育 室	3室	2歳児クラス
病 児 室	1室	3階
一時保育室	1室	3階
調 理 室	1室	
事 務 室	1室	

第5 職員の配置状況

当保育所では、「内閣府、企業主導型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める府省令(平成28年4月1日施行)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	職員数	常勤	非常勤
園長	1	1	
保育士	10	4	6
調理員	2		2
事務員(連携推進員)	1		1
看護師	2		2

第6 職員の勤務体制

早番勤務	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
通常勤務	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
通常勤務	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
通常勤務	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
遅番勤務	9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
遅番勤務	1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

また、非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時31分から19時30分の範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

- (2) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の**9時から15時**までです。ただし、土曜日は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月末までに希望表の提出をお願いします。

- (3) 保護者が休みなどで在宅している場合は、原則として保育要件に欠ける状態にない為、ご利用いただけません。 (※諸事情による利用希望は、9時から15時までとなります)

- (4) 心身に障がいのある入所児の保育時間は、その入所児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、入所児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【保育理念】

私たちこども育成財団は、希望に溢れ、自分に自信(自尊心)をもち、よりよく生きようとする意欲と姿勢(忍耐力)、他者を思いやる心(社会性)を持つことのできる子どもを育成します。

【保育方針】

◆一人ひとりの子どもを大切にします

- ・子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます。

◆子どもの主体的な活動を保証し、自ら学ぶ心を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます

◆子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます
- ◆異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります
- ・異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます
- ◆地域の特性を活かし地域との連携を大切にします
- ・様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【保育目標】

- ・豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- ・自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- ・他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

デイリープログラム（1日の流れ）

時間	0歳児	1歳児	2歳児
7:30	順次登所（同室で受け入れ）→9時頃各クラスに移動		
9:30	おやつ 発達に合わせた遊び（わらべうた）	おやつ 外あそび（園庭、ベランダ、公園、散歩等） 室内あそび（探索、手先を使った遊び、運動等）自分で選んだ遊び	おやつ 外あそび（園庭、公園、散歩等） 室内あそび（ごっこあそび、運動、粘土、制作、楽器等）自分で選んだ遊び
11:00	個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳・離乳食	11:15給食	11:15給食
11:30	個々の発達に合わせて離乳食・午睡	食事後、個々に合わせて午睡	食事後、個々に合わせて午睡
14:30	おやつ	おやつ	おやつ
15:00	自由あそび	自由あそび	自由あそび
15:30	順次降所→16時30分頃から同室に移動		
18:30 19:30	延長保育（異年齢同室）		

*給食は調理室にて手作りです。離乳食、食物アレルギー対応食の提供は個々にご相談させていただきます。

＜給食の提供＞

栄養のバランスを踏まえ、姉妹園の管理栄養士が作成した献立を実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

＜年間行事＞

月	行事
4月	・内科健診
5月	・子どもの日を祝う会
6月	・歯科検診
7月	・七夕まつり
8月	・夏祭り
9月	
10月	・内科健診・運動会ごっこ・ハロウィンパーティー
11月	・歯科検診
12月	・クリスマス会
1月	・お正月遊び
2月	・豆まき会
3月	・ひなまつり会 ・お別れ遠足

＊身体測定・避難訓練・誕生会は毎月実施します

＊年2回、内科検診、歯科検診を実施します

第10 利用料金

（1）保育にかかる利用者負担（利用料）

		利用料（給食・おやつ代含む）
通常保育	0歳児	1ヶ月 40,000円
	1歳児	1ヶ月 40,000円
	2歳児	
病児保育	0歳児から5歳児	1日あたり 3,500円

※非課税世帯は無償化対象となります。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、毎月25日にゆうちょ銀行より引き落としをさせていただきます。

第11 利用の終了に関する事

入所児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）入所児が退所したとき

（2）入所児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき

- (3) 入所児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (4) 企業枠の入所児の保護者が共同利用契約をしている企業を退職し、企業枠の要件に該当しなくなったとき（地域枠に空きがあれば、地域枠に切替えて受入を行います）
- (5) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに入所児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

年に2回、内科検診・歯科検診を実施し、病児保育利用の際に対応します。

<嘱託医・内科>

医療機関の名称	医療法人木芽会 平谷小児科
医師名	平谷 俊樹
所在地	愛知県一宮市末広3丁目9-1
電話番号	0586-45-2588

<嘱託医・歯科>

医療機関の名称	高橋歯科+Kids
医師名	高橋 哲平
所在地	愛知県一宮市住吉1丁目20-8
電話番号	0586-44-7265

(2) ほいくのほけん・こどもえんのほけん、日本スポーツ振興センターへの加入

当保育所では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟のほいくのほけん・こどもえんのほけん、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入いたします。

・全国私立保育園連盟 ほいくのほけん・こどもえんのほけん

・施設賠償責任保険

[補償限度額] 対人：1名 5,000万円・1事故 5億円

対物：1事故 100万円

保育施設の欠陥や管理の不備、および保育中の監督不注意等によって保険期間中に生じた事故について保育施設等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に、被保険者の負担する損害に対して保険金をお支払いする保険です。

・生産物賠償責任保険

[補償限度額] 対人：1名 5,000万円／1事故：5億円

対物：1事故 100万円

被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産物に起因する損害・損壊または使用不能についての賠償責任を負うことに対して保険金をお支払いする保険です。

・独立行政法人日本スポーツ振興センター（概要については別紙 1 参照）

園賠償責任保険 補償限度額 対人：1 名 1 億円／1 事故：7 億円

対物：1 事故 2 0 0 万円

死亡見舞金：3 0 0 0 万円

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在所中は自動更新となります。

■ ほいくのほけん・こどもえんのほけんについては、保護者負担金はございません。

■ 災害共済掛金（年額 保護者負担額）

保護者等負担額 3 1 5 円／年（法人負担額 3 5 円／年）

要保護園児負担額 3 6 円／年（法人負担額 4 円／年）

第 1 3 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前 6 時時点で気象庁からの発表（NHK）があった場合は、登所を見合わせてください。 ・午前 6 時までに警報が解除された場合は平常通りの保育を行います。 ・午前 6 時を過ぎてから午前 1 1 時までに解除された場合は、午後 1 時以降保育を行います。但し、昼食は済ませてから登所ください。 ・午前 1 1 時を過ぎても解除されない場合、施設の安全上、保育が行えない可能性があります。 ・在所時に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
警 戒 レ ベ ル 3 高 齢 者 等 避 難 発 令 時 警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示 発 令 時	・解除されるまで休所となりますので、登所後に発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えにきてください。
南海トラフ地震に関する 情報発表・発令時	・休所となりますので、登所後に発表・発令された場合は、できる限り早くお迎えにきてください。
避 難 訓 練	・避難訓練・消火訓練は、毎月 1 回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・入所児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者からご連絡をいただき、保護者証をお持ちください。保護者証がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※大雨・洪水警報または津波警報発令の場合は、保育所やその周辺の状況により対策が変わりますので、ご承知ください。

※一宮市立末広小学校へ避難する場合があります。

第14 虐待の防止のための措置

当保育所は、入所児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、マニュアルを作成し、職員に対し園内研修を定期的に実施します。

※身体に不審な怪我や痣が見られる場合、また虐待の疑いがあると思われる場合には、警察、または児童相談所に通報いたします。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、保育所から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は家庭訪問をさせていただく場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当保育所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 保 育 所 苦 情 相 談 窓 口	保育所内 苦情解決責任者 園長 森ルミ子 苦情受付担当者 連携推進員 佐藤三栄子 こども育成財団 苦情対策室 052-551-6363
第 三 者 苦 情 受 付 相 談 窓 口	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話番号： 052-212-5515 ファックス番号：052-212-5514 相談時間：月曜日から金曜日 9：00から17：00 (国民の祝日・休日、年末年始は除きます)

第16 その他留意していただきたいこと

(1) 登降所は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、入所児や関係者がよく承知している通所経路で往復ください。出入り口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。

(2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所へはくれぐれも停車されないようお願いいたします。また、車から離れる時は、エンジンを必ず止めていただき、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。

(3) 当保育所では安全のため、保護者証を発行致します。送迎の際には必ず着用してください。保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、職員室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。

※コドモンカードの取り扱いには十分注意し、紛失した場合は速やかにお申し出ください。

(4) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。

(5) 毎日朝の食事前に体温を測り、I C T連携アプリにご入力をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登所時にお知らせください。尚、下記のような場合は登所を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化を防ぐご対応をお願いします。

・体温が37.5℃以上の時（目安です。その他の様子も含めてご相談ください）

・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時

・咳こみが激しい、下痢、嘔吐等が前日から繰り返す（朝から2回以上ある）時、通常の食事がとれない時。

・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登所は医師の許可が出てからお願いします）

また、在所中に発熱や下痢の連続性などの異常があった際には、保護者に電話でお迎えのご連絡させていただきます。必ず連絡がとれる番号を、緊急連絡表にご記入ください。

(6) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。

(7) 原則として薬はご家庭でお済ませください。やむを得ず保育所での与薬が必要な場合は、与薬依頼書にご記入いただき、医師の処方箋を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。薬の保管は致しかねます。飲み薬は必ず1回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。

第17 その他

当保育所は設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令受けたことはありません。

第18 設置者について

一般財団法人こども育成財団が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたことはございません。

※この重要事項説明書の内容は、令和7年4月現在の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
行事費	行事開催のための会場費・プレゼント代など	年額 1,500円
カラー帽子代（全年齢）	クラスカラーのものを購入	1個 960円（税込）
クレパス（全年齢）	製作活動において個人で使用するため	1箱 920円（税込）
自由画帳（全年齢）	製作活動において個人で使用するため	1冊 380円（税込）
粘土（2歳児）	保育活動に使用するため	1個 320円（税込）
粘土ケース（2歳児）	保育活動に使用するため	1個 300円（税込）
のり（1・2歳児）	製作活動において個人で使用するため	1個 240円（税込）
コットカバー（0・1歳児）	午睡時に使用するため	1枚 1500円（税込み）
コットカバー（2歳児）	午睡時に使用するため	1枚 1900円（税込み）
紙おむつ	不足した際に使用するため	1枚 50円（税込）

※その他、保護者会費などの費用が発生することがあります

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合は、一宮市が定める利用料と同額をお支払いいただきます。

項 目	区 分	金 額
延長保育利用料	1日あたり	100円

※18:00～ 補食としてのおやつを提供があります。

利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。

3 病児保育

当保育所の入所児に限り利用することができます。入所児が、症状の急変は認められないが病気の回復期に至っておらず、入院は必要ないが集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さまを病児保育室でお預かりいたします。

※利用するには事前登録が必要です。利用を希望する場合には定員がありますので、空き状況をご確認いただいた上でお申し込みいただきますようお願いいたします。

◇病児保育利用にあたっての注意事項

1. 利用者間の感染症には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないということではありません。
2. 急変時など、お子さまの状態により保護者様へ連絡を入れますので、すぐのお迎えをお願いいたします。
3. 保育中に症状が悪化する、あるいは定員の2名を超えるとといった、保育の継続が困難な状況になった場合には、予定時間前でもお迎えをお願いします。
4. 職員の研修参加や配置状況、行事の内容によっては、病児保育を実施できない日がございます。予めご了承ください。
5. 当保育所の病児保育室では、医療処置は致しません。
6. 特別な理由がなく、1歳以上で水痘ワクチン・MR ワクチン（麻疹・風疹混合ワクチン）・BCGの接種していない方は、他の方の感染リスクを考慮し、お預かりできません。
7. 災害等により他の場所へ避難をした場合には、当保育所の病児保育室入口に避難先を掲示いたしますので、お迎えは指定避難場所をお願いいたします。

- 利用当日には、必ず連絡が取れるようをお願いいたします。
- 緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、当保育所は責任を負いません。
- **延長保育はありませんので、必ず17時までにお迎えをお願いいたします。** 事故・災害などのやむをえない事情を除き、連絡のない遅刻を繰り返す場合には、次回からのご利用をお断りすることがあります。